

学校いじめ防止基本方針

千葉県立柏高等学校

いじめ防止対策推進のために、全教職員および関係者の共通理解の下にこの基本方針を定める。

(目的) 全ての生徒が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止と対処等について定め、いじめのない学校づくりを進めるとともに、いじめの根絶を目指す。

(定義) いじめ防止対策推進法で定めるいじめとは次の通りである。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

1 いじめについての基本的な考え方は、次のとおりである。

(学校) 学校の教育活動全般を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな道徳心を育むとともに、自己の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

また、いじめを未然に防ぐための方策を講じるとともに、いじめの早期発見に取り組み、生徒、保護者の意見を取り入れ教育相談体制を整えるなどいじめを訴えやすい環境を整える。

また、学年集会、LHR、学校便り、PTA常任理事会や「いのちを大切にするキャンペーン」等がいじめ防止の啓発を日常的に行う。

なお、いじめの事案が生じた場合には、速やかに対応し、被害者の心情等を考慮し、正確な説明を丁寧に行う。重大な事案については関係機関と連携するなど、適切に対応する。

(生徒) いじめは、決して許されないことを理解し、お互いの人格を尊重する。いじめがあった場合は必ず相談する。いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることと認識し、他人がいじめられていると認められる場合にも放置せずに必ず相談する。

(教職員) いじめのない学校を目指して、日々の教育活動を行う。わかる授業の展開に努め、自己有用感、充実感を得られるような活動を進める。また、日頃からささいな兆候を見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持つなど、全教職員の共通理解のもと早期発見並びに事態の把握に努める。

2 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応及び措置を実効的に行うため、「いじめ対策検討委員会」(以下、委員会とする)を置く。

(委員会構成) 委員会は、次の構成から成る。

生徒指導主事、生徒指導部職員、学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)

(事務局) 委員会が日常的な業務を行うため、事務局を定める。事務局は、次の構成からなる。ただし、必要に応じて職員を加えることができる。

生徒指導主事、生徒指導部職員

(緊急会議) いじめやいじめが疑われる情報が得られたら、緊急会議を開く。緊急会議は委員会

を構成する委員に当該事案に係る職員を加えたものとする。

(業務) 委員会は、学校が組織的にいじめの問題に対応するため、次のことを行う。

- (1) いじめに関する取組の実施及び年間計画の作成・実行・検証等
- (2) いじめの相談・通報窓口との連携
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いがあった場合の会議の招集

(相談窓口)、いじめ相談や通報の窓口は保健厚生部とし生徒・保護者に向けて周知を図るとともに、相談・通報があった場合には、情報共有を図り、速やかに対応する。

3 学校におけるいじめ防止等の措置を、次のように講じる。

(いじめ未然防止) いじめの未然防止を図り、いじめのない学校づくりを目指す。

- (1) 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを進める。
- (2) わかる授業の展開に努め、生徒の自己存在感や自己有用感を高める授業づくりを進める。
- (3) 体罰や不適切な発言がいじめの助長につながることを認識し、暴力や暴言を排除する。
- (4) 過度の競争意識や勝利至上主義で生徒のストレスを必要以上に高め、いじめを誘発することがないように留意する。
- (5) 生徒会活動など、生徒の自発的な活動を推進する。

(早期発見) いじめの早期発見に努め、迅速に対応する。

- (1) いじめは、人目につきにくい場所で悪ふざけを装って行われるなど、判断が難しいことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持つ。
- (2) 休み時間等授業時間外の間人間関係を観察し、信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見落とさない。
- (3) 定期的に生徒と面談を実施し、いじめの兆候等について把握に努める。
- (4) 生徒対象のアンケートを、7月、12月に実施する。また、保護者に対してもアンケートを実施し、これらアンケートの調査結果や分析に基づいた対応を行うとともに学校評価項目に加えて評価する。

4 いじめ事案が発生した場合には、次のように対応する。

(事実確認) 被害生徒と加害生徒等に対して事実関係の聞き取りを行い、緊急会議を開き、調査結果について、被害生徒と保護者、加害生徒と保護者に正確な説明を丁寧に行い、迅速に情報提供する。

(被害生徒対応) 被害生徒の心情に配慮し、徹底して守ることを本人及び保護者に伝え、関係諸機関との連携を図りながら支援する。

(加害生徒対応) 加害生徒に対しては、特別な指導計画による指導や懲戒処分などの措置を含めた対応をする。自らの悪質な行為について理解させ、過度な心理的圧迫がないよう配慮し、健全な人間関係が築けるよう指導する。保護者に対しては事実確認と指導及び今後の支援について丁寧な説明を正確に行い、被害生徒の心情を説明し、被害生徒に圧力等がかからないよう監督を依頼する。また、傍観者の立場をとっている生徒についても必要な指導を行う。

なお、生徒からの聞き取りに関しては、次の点に留意する。

- (1) 必ず複数の職員で対応し、暴言や威圧などがないよう適切に聴取する。
- (2) 聴取時間や場所、休憩、食事時間等を十分配慮する。
- (3) 聴取した内容は正確に記録し、メモ等も保存する。

(重大事態) 事案が重大事態に該当すると判断された場合には、校長は県教育委員会へ報告し、必要に応じて警察等関係機関へ通報、相談する。

(重大事態の基準) いじめ防止対策推進法で定める重大事態とは次の通りである。

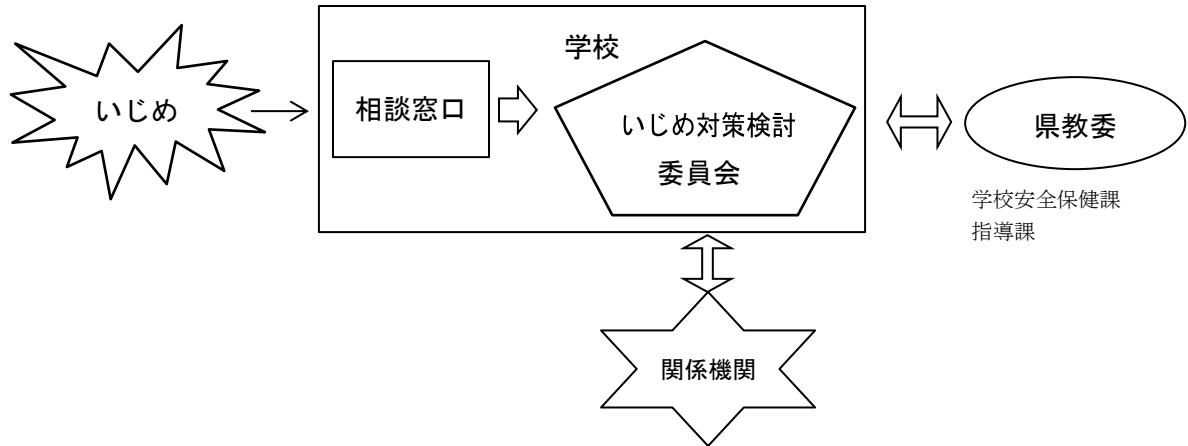
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀

なくされている疑いがあると認めるとき

5 その他

- (1) この基本方針は、毎年度見直しを行う。
- (2) この基本方針は、学校のホームページで公開する。

(情報伝達イメージ)



(参考) 関係機関連絡先

No	名 称	連絡先
1	千葉県子どもと親のサポートセンター	0 4 3 - 2 0 7 - 6 0 2 8
2	24時間いじめ相談室 (子サポ)	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
3	柏警察署 (生活安全課)	0 4 - 7 1 4 8 - 0 1 1 0
4	千葉県警少年センター	0 4 3 - 2 0 1 - 1 3 0 8
5	柏児童相談所	0 4 - 7 1 3 1 - 7 1 7 5